

第3回厚生小委員会 次第

日 時： 平成15年10月30日(木) 午後2時00分から
会 場： 尾西市役所2階 大会議室

1 開会

2 議題

(1) 協議事項

協議厚生第2号 生活保護事業について (資料1)

(2) 提案事項

協議厚生第8号 高齢者福祉事業(その2)について (資料2)

協議厚生第9号 児童福祉事業について (資料3)

協議厚生第10号 保育事業について (資料4)

3 その他

厚生小委員会の日程について (資料5)

4 閉会

生活保護事業について（協定項目第23-14号）

生活保護事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	生活保護事業
調整方針	生活保護事業は、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取扱いについては、一宮市の事業を適用する。

協議状況	
提案	平成15年 9月19日
協議	平成15年10月30日
確認	平成 年 月 日

高齢者福祉事業について（協定項目第23-11号）

高齢者福祉事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	高齢者福祉事業（その2）
調整方針	敬老金支給事業については合併時に事業を廃止し、高齢者慰問事業については合併時に一宮市の事業に合わせる。

協議状況	
提案	平成15年10月30日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

児童福祉事業について（協定項目第23-12号）

児童福祉事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	児童福祉事業
調整方針	(1) 単独の遺児手当については、合併時に尾西市の制度に統一する。 (2) 子ども会育成事業の連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図ることとする。

協議状況	
提案	平成15年10月30日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

保育事業について（協定項目第23 - 13号）

保育事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	保育事業
調整方針	<p>(1) 保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。</p> <p>(2) 保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月30日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

厚生小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
4	11月25日(火)午後2時	尾西市役所2階 大会議室
5	12月18日(木)午後3時	一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室

協 議 附 属 資 料

< 協 議 厚 生 第 2 号 23 - 14 生 活 保 護 事 業 >

平成15年10月30日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協議項目	生活保護事業			
調整方針(案)	生活保護事業は、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取扱いについては、一宮市の事業を適用する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1.生活保護事業	保護世帯数 650世帯 保護人員 944人 保護率 3.35% 平成15年3月分	保護世帯数 116世帯 保護人員 155人 保護率 2.67% 平成15年3月分	保護世帯数 53世帯 保護人員 78人 保護率 2.44% 平成15年3月分	事業制度は2市1町同じであるため現行のとおりとする。
	650世帯の世帯類型 高齢306・母子40・障害85 傷病201・その他18	116世帯の世帯類型 高齢62・母子5・障害14 疾病32・その他3	53世帯の世帯類型 高齢32・母子3・障害3 傷病9・その他6	
	職員体制 査察指導員 2人 現業員 7人 事務員 1人 市内を16地区に分割し、現業員は1人当たり2～3地区を担当。	職員体制 査察指導員 1人 現業員 2人 市内を6地区に分割し、現業員は1人当たり2～3地区を担当。	実務は県(尾張事務所)が担当。 窓口職員 2人	
	平成14年度予算 1,681,814千円	平成14年度予算 348,322千円	平成14年度予算 0千円	
2.生活保護入浴券 理容券交付	・風呂のない被保護者に、1人当たり月6枚の無料入浴券を交付。 平成14年度実績 53名 ・被保護者に月1枚の福祉理容券(割引券)を交付 平成14年度実績 7名	無	無	合併時に一宮市の事業に合わせる。
3.生活保護歳末慰問	歳末に被保護者が入所入院している施設病院を訪問する際の手土産。 平成14年度実績 50千円 (25ヶ所)	無	無	合併時に事業を廃止する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
4.法外扶助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人の通院医療費 病院の依頼に基づき一宮市社会福祉協議会に給付申請する。 平成14年度実績 26件 273,699円 ・行旅人の旅費 一宮市社会福祉協議会の費用により切符(回数券で北はJR岐阜駅、南は名鉄で新名古屋駅・金山駅まで) 平成14年度実績 JR62枚 名鉄160枚 	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人の通院医療費 病院と連携して対応したケースについて病院の請求に基づき支払う。 ・行旅人の旅費 尾西市社会福祉協議会で対応。 1人500円(休日については、尾西市幹部交番にて対応。) 平成14年度実績 55人 27,500円 	<p>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行旅人の旅費 木曾川町社会福祉協議会の費用により 500円 平成14年度実績 500円 * 125人 = 62,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人の通院医療費については合併時に一宮市の事業に合わせる。 ・行旅人の旅費については、福祉関係部署の事務所の所在により対応する。原則、切符による対応とする。
5.行旅死亡人	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取りのない身元不明の死亡者の取扱い <p>平成14年度取扱件数 3件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取りのない身元不明の死亡者の取扱い <p>平成14年度取扱件数 0件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取りのない身元不明の死亡者の取扱い <p>平成14年度取扱件数 0件</p>	<p>事業制度は2市1町同じであるため現行のとおりとする。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協議厚生第8号 23 - 11 高齢者福祉事業(その2) >

平成15年10月30日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	高齢者福祉事業（その2）			
調整方針（案）	敬老金支給事業については合併時に事業を廃止し、高齢者慰問事業については合併時に一宮市の事業に合わせる。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 敬老金支給事業		[対象者・金額] 満80、85歳 5,000円 満90歳 10,000円 満95歳 20,000円 民生委員を通じて支給 [平成14年度実績] 3,165,000円 80歳 243人 1,215,000円 85歳 166人 830,000円 90歳 84人 840,000円 95歳 14人 280,000円	[対象者・金額] 満80～84歳 2,000円 満85歳以上 3,000円 民生委員を通じて支給 [平成14年度実績] 2,531,000円 80～84歳 553人 1,106,000円 85歳以上 475人 1,425,000円	合併時に事業を廃止する。
2. 高齢者慰問事業	数え100歳以上の高齢者宅へ9月に市長が訪問し長年の慰労に対しお祝いを贈る [祝品] 全国百貨店共通商品券 （25,000円相当） [平成14年度実績] 25,000円×34人＝850,000円	1. 数え100歳以上の高齢者宅へ9月に市長が訪問し長年の慰労に対しお祝いを贈る [祝品] 記念品（5,000円相当） 祝い菓子（1,500円相当） [平成14年度実績] 6,500円×10人＝65,000円 2. 満百歳到達者に対し誕生日に市長が訪問し記念の金メダルを贈る [祝品] 金メダル（70,000円相当） [平成14年度実績] 70,000円×4人＝280,000円	満95歳以上の高齢者宅へ9月に町長が訪問し、長年の慰労に対し敬老金とお祝いを贈る [祝品] タオルケット（4,200円） [平成14年度実績] 4,200円×25人＝105,000円	合併時に一宮市の事業に合わせる

協 議 附 属 資 料

< 協 議 厚 生 第 9 号 23 - 12 児 童 福 祉 事 業 >

平成15年10月30日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	児童福祉事業			
調整方針(案)	(1) 単独の遺児手当については、合併時に尾西市の制度に統一する。 (2) 子ども会育成事業の連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図ることとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 遺児手当(単)	1. 目的 父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している人の福祉を図るため。 2. 受給資格 ・離婚・死別などにより、母子家庭(これに準ずる家庭)において児童を扶養している方 ・児童が18歳に到達した年度末まで 3. 手当の額(月額) ・所得制限限度額未満 児童1人 1,500円 ・所得制限限度額以上 児童1人 1,000円	1. 目的 父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している人の福祉を図るため。 2. 受給資格 ・離婚・死別などにより、母子家庭(これに準ずる家庭)において児童を扶養している方 ・児童が18歳に到達した年度末まで ・所得が一定額以下であること 3. 手当の額(月額) ・所得制限限度額未満 児童1人 2,000円	1. 目的 父母が離婚したり障害の状況等ある児童の健全な育成及びその福祉の増進を図るため。 2. 受給資格 ・父母が離婚したり障害の状態等にある児童を監護している父母又は養育をしている方 ・児童が15歳に到達した年度末まで 3. 手当の額(月額) ・所得制限無 児童1人 2,000円	合併時に尾西市の制度に合わせる。
2. 遺児入学卒業祝金	1. 目的 父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している人の福祉を図るため。 2. 受給資格 ・離婚・死別などにより、母子家庭(これに準ずる家庭)において児童を扶養している方 ・小学校、中学校に入学する遺児又は中学校を卒業する遺児 3. 祝金の額 遺児1人につき 10,000円			合併時に一宮市の事業に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
3. 児童福祉施設歳末慰問	<p>1. 目的 児童福祉施設に入所している児童に対し、歳末慰問金を支給することにより生活の安定を図り、児童の健全な育成に資する。</p> <p>2. 支給要件 ・児童福祉施設(保育所、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設及びいずみ学園を除く。)に現に入所し、かつ、当該児童福祉施設への入所措置が採られた時点において、一宮市内に住所を有している児童(里親に預けられている児童を除く。)であること。</p> <p>3. 慰問金の額 児童1人につき 2,000円</p>			合併時に事業を廃止する。
4. 児童保護施設措置児給付金	<p>1. 目的 児童福祉施設に入所している児童にかかわる児童措置費負担の軽減を図るため、児童措置費負担金納付義務者に対し児童保護施設措置児給付金を支給し、家庭における生活を安定させ、児童の健全な育成に資する。</p> <p>2. 受給資格要件 児童福祉施設(保育所、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設を除く。)に入所している児童の措置費負担金を納付した者で、給付金の支給月現在市内に居住している者</p> <p>3. 給付金の額 ・知的障害児施設 児童1人あたり、措置費負担金納付済月額が1,000円以上の場合は、納付済月額に0.3を乗じた額。(10円未満切捨て)</p>			合併時に一宮市の事業に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>但し、その額が1,000円未満の場合は、1,000円</p> <p>・上記以外の施設</p> <p>児童1人あたり、措置費負担金の納付済月額が1,000円以上の場合は、1,000円</p> <p>但し、措置費負担金の納付済月額が1,000円未満の場合は児童1人あたり、当該月額と同額</p>			
5. 放課後児童健全育成	<p>1.目的 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の児童に保育施設を提供し、家庭的な明るい環境の中で児童を心身ともに健やかに育成する。</p> <p>2.施設 (1)16児童館(社会福祉事業団に委託) (2)13児童クラブ(運営委員会に委託) 葉栗北・浅野・西成東・丹陽西・浅井南・今伊勢西・万葉・末広・瀬部・丹陽南・赤見・千秋南・手をつなぐ子ら</p> <p>3.保育日時 月曜日～土曜日 (1)・通常日 13時～19時まで ・学校休業日 8時15分～19時まで (2)・通常日 13時～18時まで ・学校休業日 8時30分～18時まで</p> <p>4.定員 (6児童館)55名 (1児童クラブ)8名 (1児童館)50名 (1児童クラブ)25名 (6児童館)40名 (8児童クラブ)30名 (3児童館)35名 (3児童クラブ)36名</p> <p>5.指導員 児童30名以下 2人 児童31名以上 3人</p>	<p>1.目的 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に生活の場と安全を保障し、心身ともに健やかに育成する。</p> <p>2.施設 (1)5児童館 (2)1児童クラブ(大徳小学校余裕教室)</p> <p>3.保育日時 月曜日～金曜日 (1)・通常日 13時30分～18時まで ・学校休業日 9時～18時まで (2)同上</p> <p>4.定員 5児童館 各50名 1児童クラブ 30名</p> <p>5.指導員 児童50人 4人 児童30人 2人</p>	<p>1.目的 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の児童に保育施設を提供し、家庭的な明るい環境の中で児童を心身ともに健やかに育成する。</p> <p>2.施設 ・3児童館</p> <p>3.保育日時 ・月曜日～金曜日 ・通常日 13時～18時30分まで ・学校休業日 7時30分～18時30分まで</p> <p>4.定員 3児童館 各70名</p> <p>5.指導員 各5人</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>開設曜日は、原則、月曜日～土曜日(ただし、余裕教室利用分については月曜日～金曜日)とする。</p> <p>児童館の保育時間については13:00～19:00とし、学校休業日は7:30～19:00とする。児童クラブの保育時間については13:00～18:00、学校休業日は8:30～18:00とする。(ただし、余裕教室利用分については現行のとおりとする。)</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6. 子ども会育成事業	<p>1. 目的 子ども会を育成指導し、活発な運営を促す。</p> <p>2. 組織 (一宮市児童育成連絡協議会) ↓ (連区児童育成協議会) ↓ (単位子ども会)</p> <p>3. 子ども会数 連区協議会 16 団体 単位子ども会 544 団体</p> <p>4. 事業内容(連絡協議会) 新年子ども会大会 子ども会指導者研修会 指導部長・安全指導委員研修会 「指導者だより」の発行等</p> <p>5. 補助金等について ・連絡協議会委託金 平成14年度実績額 12,939,608円 ・単位子ども会補助金 平成14年度実績額 7,468,000円 【補助基準】 会員数7人以下(35団体) 3,800円 会員数8人～14人(40団体) 7,500円 会員数15人以上(469団体) 15,000円</p>	<p>1. 目的 子ども会活動を指導・援助することによって、子どもたちの異年齢児集団での活動を保障し、健全育成の一助とする。</p> <p>2. 組織 (尾西市子ども会育成連絡協議会) ↓ (地区子ども会育成連絡会) ↓ (単位子ども会)</p> <p>3. 子ども会数 地区連絡会 5 団体 単位子ども会 74 団体</p> <p>4. 事業内容(連絡協議会) 子ども祭り 少年リーダー研修会 指導者講習会 「市子連だより」の発行等</p> <p>5. 補助金等について ・連絡協議会補助金 平成14年度実績額 600,000円 ・単位子ども会補助金 平成14年度実績額 1,315,000円 【補助基準】 50人以下(44団体) 15,000円 51人～100人(22団体) 20,000円 101人～150人(5団体) 25,000円 151人～200人(3団体) 30,000円</p>	<p>1. 目的 子どもが、自らの力で民主的組織を構成し、集団生活を通じて子どもの生活経験を豊かにし、自主性、社会性、創造性を高め、はっきりした表現力と民主的態度を養い、生活に直結した判断力、自制力を育て、みんなで考え合い、積極的にみんなの為に働く実践力を育て、楽しい遊びスポーツ活動、奉仕活動を通じ、心身共にすこやかで規律を守り互いに協力する態度を育てる目的とする。</p> <p>2. 組織 (木曾川町子ども会連絡協議会) ↓ (ブロック子ども会) ↓ (単位子ども会)</p> <p>3. 子ども会数 ブロック子ども会 9 団体 単位子ども会 39 団体</p> <p>4. 事業内容(連絡協議会) 子ども会大会 研修会 親子運動会 親子ふれあい映画会等</p> <p>5. 補助金等について ・連絡協議会委託金 平成14年度実績額 2,703,000円 ・単位子ども会補助金 平成14年度実績額 1,404,000円 【補助基準】 1団体15,000円 + 450円 × 会員数</p>	<p>連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図ることとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協議項目	児童福祉事業
先進事例	<p>さいたま市（平成13年5月1日新設合併） 児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。</p> <p>新発田市（平成15年7月7日編入合併）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊浦町の母子手当制度については、廃止する。 ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。 ・第3子以降誕生奨励事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、合併時、豊浦町の児童扶養手当制度の適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

協 議 附 属 資 料

< 協 議 厚 生 第 1 0 号 2 3 - 1 3 保 育 事 業 >

平成15年10月30日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	保育事業			
調整方針(案)	(1) 保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。 (2) 保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 保育所	1. 保育所数及び定員 ・公立 35カ所 定員4,895人 ・私立 12カ所 定員1,650人 2. 保育料 別添資料1 3. 保育時間 (公立12カ所) 月～金 7:30～19:00 土 7:30～17:00 (公立23カ所) 月～金 8:00～18:00 土 8:00～13:00 (私立)各園により若干の差異有 月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00 4. 入所基準 (1)外で働いている方 (2)内職をしている方 (3)自営業を営む方(手伝いを含む) (4)農業を営む方(手伝いを含む) (5)出産前後の方 (6)病気等で治療中の方(通院・入院) (7)障害のある方 (8)家族の病人等の看護に当たっている方 5. 延長保育 ・公立12カ所、私立10カ所で実施 ・利用料は利用1回につき100円 6. 保育料等の徴収方法 原則、口座振替	1. 保育所数及び定員 ・公立 11カ所 定員1,410人 ・私立 1カ所 定員 60人 2. 保育料 別添資料2 3. 保育時間 (公立4カ所) 月～金 7:30～19:00 土 7:30～14:00 (公立7カ所) 月～金 7:30～18:00 土 7:30～14:00 (私立1カ所) 月～金 7:30～18:00 土 7:30～14:00 4. 入所基準 (1)外で働いている方 (2)内職をしている方 (3)親のいない家庭 (4)親が出産前後、病気等の方 (5)病人等の看護をしている方 (6)家庭の災害の場合 5. 延長保育 ・全園で実施 ・利用料は利用実績に関らず、 17時から18時までは月額2,000円 17時から19時までは月額3,000円 6. 保育料等の徴収方法 集金袋での集金	1. 保育所数及び定員 ・公立 8カ所 定員930人 2. 保育料 別添資料3 3. 保育時間 (公立3カ所) 月～金 7:30～18:30 土 7:30～13:00 (公立5カ所) 月～金 8:00～17:15 土 8:00～13:00 4. 入所基準 (1)外で働いている方 (2)内職をしている方 (3)自営業を営む方(手伝いを含む) (4)農業を営む方(手伝いを含む) (5)出産前後の方 (6)病気等で治療中の方(通院・入院) (7)障害のある方 (8)家族の病人等の看護に当たっている方 5. 延長保育 ・公立3カ所で実施 ・利用料は利用実績に関らず、 月額1,000円 6. 保育料等の徴収方法 原則、口座振替	合併時に一宮市の事業に合わせる。 保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。 (別添資料5) 保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。 延長保育の利用料については、利用実績1回につき100円徴収の一宮市方式とする。 尾西市の現金徴収方式を見直し、口座振替とする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
2. 乳児保育事業	実施園及び受入れ年齢 (公立) 10カ月以上児より 24カ所 (私立) 産休明け児より 9カ所 4カ月児より 1カ所 6カ月児より 1カ所 8カ月児より 1カ所	実施園及び受入れ年齢 (公立) 6カ月以上児より 5カ所 (私立) 6カ月以上児より 1カ所	実施園及び受入れ年齢 (公立) 8カ月以上児より 1カ所	公立の乳児保育実施園30園のうち、旧一宮地区で2園、旧尾西地区で5園、旧木曾川地区で1園については合併時に6カ月以上児より受け入れる。
3. 一時保育事業	1. 実施園 (公立) 4カ所 (私立) 7カ所 2. 利用料 4歳以上児 700円 3歳児 800円 3歳未満児 1,800円		1. 実施園 (公立) 1カ所 2. 利用料 3歳以上児 1,000円 3歳未満児 2,000円	合併時に一宮市の制度に合わせる。
4. 障害児保育事業	1. 対象者 3歳以上児で中軽度までの障害児 2. 実施園及び定員 (公立) 一色保育園 8人 葉栗保育園 8人 西成保育園 8人 赤見保育園 12人 浅井中保育園 8人 中島保育園 8人 千秋北保育園 8人 (私立) 7カ所 各8人 *一宮市障害児保育審査会で入所児童を決定する。	1. 対象者 3歳以上児で中軽度までの障害児 2. 実施園及び定員 ・中度(指定園) 東五城保育園 8人 北今保育園 8人 ・軽度 公立の全保育園 *入退所審査委員会で入所児童を決定する。	1. 対象者 3歳以上児で中軽度までの障害児 2. 実施園及び定員 東保育園 10人 *木曾川町障害児保育指導委員会で入所児童を決定する。	新市において一定期間内(3年間)に調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協 議 項 目	保育事業
先進事例	<p>西東京市（平成13年1月21日新設合併） 新市で統一した運用が図れるよう調整する。</p> <p>廿日市市（平成15年3月1日編入合併） ・保育内容については、廿日市市の例による。ただし、保育終了時間については、佐伯町の例による。 ・保育料については、3市町村のバランスと保育事業における財源への影響に留意しながら、新たな保育料を設定するものとする。なお、月の途中における入退園の場合の保育料計算方法については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から日割計算の方法に統一する。</p> <p>新居浜市（平成15年4月1日編入合併） 別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。</p> <p>山県市（平成15年4月1日新設合併） ・保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については高富町の例による。なお、新市の保育料は、国の徴収金基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。 ・延長保育料は、高富町の例による。</p> <p>新発田市（平成15年7月7日編入合併） ・保育料については、平成16年度は、両市町それぞれの保育料を適用し、平成16年度から新発田市の階層区分に統一する。ただし、経過措置として、増額となる階層については、平成16年度から17年度にかけて階層間の増額差額を、2分の1ずつ段階的に引き上げる。なお、同一世帯から2人以上入園している場合の減額措置については、3人目以降の料金を、平成16年度から無料とする。</p> <p>・延長保育については、合併時、新制度を適用する。利用料については、豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。 ・一時保育については、新発田市の制度を適用する。ただし、利用料については豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。 ・保育園通園バス支援事業については、合併時、両市町の制度は、現行どおりとし、合併後、新市で調整する。</p>

一宮市保育所入所負担金徴収額表

別添資料1

(単位 円)

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分			階層 区分	基準額(月額)			
				4歳以上児	3歳児	3歳未満児	
生活保護世帯			A	0	0	0	
前 年 分 の 所 得 税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	0	0	0	
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	1,400	1,400	2,000	
	課税世帯	前年度分の市町村民税	母子・障害者世帯等	C 0	5,100	5,100	7,600
			均等割のみの世帯	C 1	5,600	5,600	8,200
		所得割課税額	5,000円未満の世帯	C 2	6,800	6,800	9,400
			5,000円以上の世帯	C 3	8,400	8,400	10,800
前 年 分 の 所 得 税	3,000円未満の世帯		D 1	10,300	10,300	13,000	
	3,000円以上	10,000円未満の世帯	D 2	12,000	12,000	15,200	
	10,000円以上	17,000円未満の世帯	D 3	14,600	14,600	18,000	
	17,000円以上	50,000円未満の世帯	D 4	16,600	17,400	23,800	
	50,000円以上	80,000円未満の世帯	D 5	17,600	19,200	29,400	
	80,000円以上	110,000円未満の世帯	D 6	18,700	20,300	34,500	
	110,000円以上	140,000円未満の世帯	D 7	20,100	21,700	37,900	
	140,000円以上	170,000円未満の世帯	D 8	20,200	21,800	40,900	
	170,000円以上	200,000円未満の世帯	D 9	20,200	21,800	43,700	
	200,000円以上	290,000円未満の世帯	D10	20,400	22,000	44,900	
	290,000円以上	510,000円未満の世帯	D11	20,400	22,000	45,600	
	510,000円以上の世帯		D12	20,400	22,000	45,800	

(同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育所入所負担金)

100円未満切り捨て

階層区分	対象児童	負担金額
B1～D5階層に属する世帯	ア)一番年上の児童	徴収基準額
	イ)ア以外の児童のうち徴収基準額の低い児童	徴収基準額×0.5
	ウ)上記ア・イ以外の児童	徴収基準額×0.1
D6～D12階層に属する世帯	ア)一番年下の児童	徴収基準額
	イ)ア以外の児童のうち徴収基準額の高い児童	徴収基準額×0.5
	ウ)上記ア・イ以外の児童	徴収基準額×0.1

* 保育料決定の所得税の額を計算する場合、配当控除・住宅取得特別控除・外国税額控除・特別減税は適用しません。

* 入所児童3人以上の世帯は、保育料の減免申請をすることによって、2人分以外の保育料が無料になります。(取扱要領による) 詳しくは、市子育て支援課庶務係までお問合せください。

尾西市保育料基準額表

別添資料 2

(単位：円)

		3歳以上児			3歳未満児			
		固 定 資 産 税 額						
		非課税	～ 50,000	50,001 ～	非課税	～ 50,000	50,001 ～	
市 民 税 額	生活保護	0	0	0	0	0	0	
	非課税	母子等	0	0	0	0	0	0
			5,000	10,000	15,000	8,000	23,000	35,000
		～ 5,000	9,000	14,000	19,000	15,000	30,000	42,000
		5,001 ～ 10,000	12,000	17,000	22,000	20,000	35,000	45,000
		10,001 ～ 20,000	14,000	19,000	24,000	25,000	40,000	50,000
		20,001 ～ 40,000	16,500	21,500	25,000	30,000	45,000	50,000
		40,001 ～ 80,000	19,500	24,500	25,000	38,000	50,000	50,000
		80,001 ～ 160,000	23,000	25,000	25,000	46,000	50,000	50,000
	160,001 ～	25,000	25,000	25,000	50,000	50,000	50,000	

(注) 同一世帯から2人以上の児童が入園している場合、保育料は、年齢の高い順に
1人目はその保育料の全額、2人目は2分の1、3人目以降は10分の1とする。

木曾川町保育所運営費徴収金(保育料)額表

別添資料3

乳児

世帯の課税区分		固定資産税	0円	1円以上 20,000円未	20,000円以上	60,000円以上
			0	1	2	3
生活保護法による被保護世帯		A	0	0	0	0
町 民 税	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	B	1,540	2,540	4,500	6,800
	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯	C1	5,480	5,780	6,920	9,240
	前年度分の市町村民税のうち所得割がある世帯	C2	7,700	7,820	8,920	11,280
所 得 税	1円以上 15,000円未満	D1	10,480	10,900	11,320	13,300
	15,000円以上 30,000円未満	D2	12,220	12,520	12,840	14,720
	30,000円以上 60,000円未満	D3	16,240	16,860	17,500	20,080
	60,000円以上 90,000円未満	D4	18,620	19,160	20,420	22,980
	90,000円以上 120,000円未満	D5	23,860	24,100	25,200	27,480
	120,000円以上 150,000円未満	D6	26,460	27,580	29,040	32,040
	150,000円以上 180,000円未満	D7	29,120	30,040	31,400	34,260
	180,000円以上 210,000円未満	D8	35,340	36,200	37,520	40,200
	210,000円以上 430,000円未満	D9	42,580	43,080	44,060	46,100
	430,000円以上	D10	47,080	47,080	47,080	47,080

3歳児

世帯の課税区分		固定資産税	0円	1円以上 20,000円未	20,000円以上	60,000円以上
			0	1	2	3
生活保護法による被保護世帯		A	0	0	0	0
町 民 税	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	B	1,100	1,720	3,900	5,340
	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯	C1	4,120	5,320	6,220	8,260
	前年度分の市町村民税のうち所得割がある世帯	C2	6,000	7,000	7,780	9,340
所 得 税	1円以上 15,000円未満	D1	8,780	9,180	9,580	11,420
	15,000円以上 30,000円未満	D2	9,640	9,880	10,820	12,700
	30,000円以上 60,000円未満	D3	12,880	13,040	13,200	15,140
	60,000円以上 90,000円未満	D4	13,900	14,260	14,640	16,400
	90,000円以上 120,000円未満	D5	15,200	15,460	15,720	17,480
	120,000円以上 150,000円未満	D6	16,080	16,400	16,700	18,340
	150,000円以上 180,000円未満	D7	17,260	17,460	17,660	19,220
	180,000円以上 210,000円未満	D8	19,000	19,340	19,660	19,970
	210,000円以上 430,000円未満	D9	19,970	19,970	19,970	19,970
	430,000円以上	D10	19,970	19,970	19,970	19,970

4・5歳児

世帯の課税区分		固定資産税	0円	1円以上 20,000円未	20,000円以上	60,000円以上
			0	1	2	3
生活保護法による被保護世帯		A	0	0	0	0
町 民 税	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	B	1,100	1,720	3,900	5,340
	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯	C1	4,120	5,320	6,220	8,260
	前年度分の市町村民税のうち所得割がある世帯	C2	6,000	7,000	7,780	9,340
所 得 税	1円以上 15,000円未満	D1	8,780	9,180	9,580	11,420
	15,000円以上 30,000円未満	D2	9,640	9,880	10,820	12,700
	30,000円以上 60,000円未満	D3	12,060	12,260	12,480	14,140
	60,000円以上 90,000円未満	D4	13,100	13,320	13,600	15,000
	90,000円以上 120,000円未満	D5	14,180	14,500	14,820	16,180
	120,000円以上 150,000円未満	D6	15,480	15,540	15,660	16,720
	150,000円以上 180,000円未満	D7	16,480	16,960	17,120	17,240
	180,000円以上 210,000円未満	D8	17,520	17,740	18,100	18,100
	210,000円以上 430,000円未満	D9	18,100	18,100	18,100	18,100
	430,000円以上	D10	18,100	18,100	18,100	18,100

備考

1. 児童の属する世帯の内、「母子家庭等」と認定された世帯の内、B-0・B-1階層と認定された場合には0円とする。
2. 2人以上入園の場合B～D4階層までは、最も徴収基準額が低い児童には規定額、次に低い児童は半額、それ以外の児童については9割軽減、D5～D10階層(72万円未満)までは、最も徴収額が高い児童には規定額、次に高い児童は半額、それ以外の児童については9割軽減とし、D10階層(72万円以上)については、最も徴収基準額が高い児童は規定額、それ以外については4分の3とする。
3. 保育料は入園時の年齢により算定する。ただし、4月1日の年齢で保育の実施を希望される場合は、その年齢の保育料とする。保育料算定に係る所得税には住宅取得控除は反映されません。

2市1町の現行保育料の比較

例1

35歳(夫)会社勤めで年収600万円、32歳(妻)パートで月5万円、子ども2人の4人世帯で、築3年の一般的な分譲住宅(固定資産税120,000円)を所有の場合の保育料は
ただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

		計算根拠	
一宮市基準	21,800円	給与所得	4,260,000円 所得税 144,800円
尾西市基準	25,000円	配偶者控除	380,000円 市民税 56,100円
木曽川町基準	18,340円	配特控除	380,000円
		扶養控除	760,000円
		生保控除	50,000円
		社保控除	500,000円
		基礎控除	<u>380,000円</u>
		控除計	2,450,000円

例2

35歳(夫)会社勤めで年収500万円、32歳(妻)会社勤めで年収300万円、子ども2人の4人世帯で、築3年の一般的な分譲住宅(固定資産税120,000円)を所有の場合の保育料は
ただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

		計算根拠	
一宮市基準	22,000円	夫 給与所得	3,460,000円 妻 1,920,000円
尾西市基準	25,000円	扶養控除	760,000円
木曽川町基準	19,970円	生保控除	50,000円 50,000円
		社保控除	400,000円 300,000円
		基礎控除	<u>380,000円 380,000円</u>
		控除計	1,590,000円 730,000円
		所得税	149,600円 95,200円
		市民税	53,300円 32,000円

例3

35歳(夫)自営業で、所得税0円、妻(非課税の専従者)子ども2人の4人世帯で、築3年の一般的な分譲住宅(固定資産税120,000円)を所有の場合の保育料は
ただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

一宮市基準	8,400円	所得割課税あり5,000円と仮定
尾西市基準	19,000円	
木曽川町基準	9,340円	

例 4

35歳(夫)会社勤めで年収480万円、32歳(妻)パートで月5万円、子ども2人の4人世帯で、土地を所有し、築35年の住宅に居住(固定資産税を18,000円とする)する場合の保育料は

ただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

計算根拠		
一宮市基準	19,200円	給与所得 3,300,000円 所得税 68,000円
尾西市基準	21,500円	配偶者控除 380,000円 市民税 29,200円
木曽川町基準	14,260円	配特控除 380,000円
		扶養控除 760,000円
		生保控除 50,000円
		社保控除 500,000円
		<u>基礎控除 380,000円</u>
		控除計 2,450,000円

例 5

35歳(夫)会社勤めで年収380万円、32歳(妻)内職で月3万円、子ども2人の4人世帯で、土地を所有し、築25年の住宅に居住(固定資産税を45,000円とする)する場合の保育料は

ただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

計算根拠		
一宮市基準	12,000円	給与所得 2,500,000円 所得税 4,000円
尾西市基準	17,000円	配偶者控除 380,000円 市民税 10,000円
木曽川町基準	9,580円	配特控除 380,000円
		扶養控除 760,000円
		生保控除 50,000円
		社保控除 500,000円
		<u>基礎控除 380,000円</u>
		控除計 2,450,000円

例 6

35歳(夫)自営業で所得税、市民税とも非課税、32歳(妻)非課税の専従者、固定資産税も非課税の場合の保育料は

ただし、子ども1人は小学生とし、入所児童は3歳とする。

一宮市基準	1,400円
尾西市基準	5,000円
木曽川町基準	1,100円

3歳未満児

別添資料5

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	3歳未満児			一宮市階 層	17年度 階層案	17年度調 整金額 (案)	17年度保 育料収入 見込額	17年度影 響額	18年度 階層案	18年度調 整金額 (案)	18年度保 育料収入 見込額	18年度影 響額	19年度 階層案	19年度調 整金額 (案)	19年度保 育料収入 見込額	19年度影 響額	20年度案	20年度保 育料収入 見込額
			全額	半額	1/10															
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
母子・障害者世帯等		B 0	8			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度分の市町村民税非課税世帯		B 1	6	3		2,000	2,000	0	15,000	0	2,000	0	15,000	0	2,000	0	15,000	0	2,000	15,000
非課税世帯	前年度分の市町村民税	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0			7,600	7,600	0	0	0	7,600	0	0	0	7,600	0	0	0	7,600	0
		均等割のみ	C 1	1	4	8,200	7,700	-500	23,100	1,500	7,700	-500	23,100	1,500	7,700	-500	23,100	1,500	8,200	24,600
	所得割	5,000円未満	C 2	1	1	9,400	9,400	0	14,100	0	9,400	0	14,100	0	9,400	0	14,100	0	9,400	14,100
		5,000円以上	C 3	3	3	10,800	10,300	-500	46,350	2,250	10,300	-500	46,350	2,250	10,300	-500	46,350	2,250	10,800	48,600
前年分の所得税	課税世帯	1円以上 3,000円未満	D 1		1	13,000	12,500	-500	6,250	250	12,500	-500	6,250	250	12,500	-500	6,250	250	13,000	6,500
		3,000円以上 10,000円未満	D 2	2	2	15,200	13,700	-1,500	41,100	4,500	14,200	-1,000	42,600	3,000	14,700	-500	44,100	1,500	15,200	45,600
		10,000円以上 17,000円未満	D 3	2	1	18,000	15,500	-2,500	38,750	6,250	16,000	-2,000	40,000	5,000	17,000	-1,000	42,500	2,500	18,000	45,000
		17,000円以上 50,000円未満	D 4	8	6	23,800	19,800	-4,000	217,800	44,000	21,800	-2,000	239,800	22,000	22,800	-1,000	250,800	11,000	23,800	261,800
		50,000円以上 80,000円未満	D 5	5	5	29,400	24,400	-5,000	183,000	37,500	25,900	-3,500	194,250	26,250	27,400	-2,000	205,500	15,000	29,400	220,500
		80,000円以上 110,000円未満	D 6	13	1	34,500	29,000	-5,500	391,500	74,250	31,000	-3,500	418,500	47,250	32,500	-2,000	438,750	27,000	34,500	465,750
		110,000円以上 140,000円未満	D 7	12		37,900	32,900	-5,000	394,800	60,000	34,400	-3,500	412,800	42,000	35,900	-2,000	430,800	24,000	37,900	454,800
		140,000円以上 170,000円未満	D 8	6		40,900	35,900	-5,000	215,400	30,000	37,400	-3,500	224,400	21,000	38,900	-2,000	233,400	12,000	40,900	245,400
		170,000円以上 200,000円未満	D 9	2	1	43,700	39,200	-4,500	98,000	11,250	40,700	-3,000	101,750	7,500	42,200	-1,500	105,500	3,750	43,700	109,250
		200,000円以上 290,000円未満	D10	10		44,900	42,900	-2,000	429,000	20,000	42,900	-2,000	429,000	20,000	43,900	-1,000	439,000	10,000	44,900	449,000
		290,000円以上 510,000円未満	D11	9		45,600	45,600	0	410,400	0	45,600	0	410,400	0	45,600	0	410,400	0	45,600	410,400
		510,000円以上 円未満	D12	2		45,800	45,800	0	91,600	0	45,800	0	91,600	0	45,800	0	91,600	0	45,800	91,600
計								2,616,150	291,750	計	2,709,900	198,000	計	2,797,150	110,750	計	2,907,900			
現状の保育料								2,424,010												
差額								192,140												

3歳児

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	3歳児			一宮市階層	17年度案	17年度調整金額 (案)	17年度保育料収入 見込額	17年度影響額	18年度案	18年度調整金額 (案)	18年度保育料収入 見込額	18年度影響額	19年度案	19年度調整金額 (案)	19年度保育料収入 見込額	19年度影響額	20年度案	20年度保育料収入 見込額	
			全額	半額	1/10																
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年分の 所得税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	7		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	8	1	1,400	1,400	0	11,900	0	1,400	0	11,900	0	1,400	0	11,900	0	1,400	11,900	
	前年度分の市町村民税	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0			5,100	5,100	0	0	0	5,100	0	0	0	5,100	0	0	0	5,100	0	
		均等割のみ	C 1	5	2	1	5,600	5,600	0	34,160	0	5,600	0	34,160	0	5,600	0	34,160	0	5,600	34,160
		所得割	5,000円未満	C 2	1	1	6,800	6,800	0	10,200	0	6,800	0	10,200	0	6,800	0	10,200	0	6,800	10,200
			5,000円以上	C 3	12	4	8,400	8,400	0	117,600	0	8,400	0	117,600	0	8,400	0	117,600	0	8,400	117,600
	課税世帯	1円以上 3,000円未満	D 1	3		10,300	10,300	0	30,900	0	10,300	0	30,900	0	10,300	0	30,900	0	10,300	30,900	
		3,000円以上 10,000円未満	D 2	2	3	12,000	11,000	-1,000	38,500	3,500	11,000	-1,000	38,500	3,500	11,500	-500	40,250	1,750	12,000	42,000	
		10,000円以上 17,000円未満	D 3	6	1	14,600	12,600	-2,000	81,900	13,000	13,600	-1,000	88,400	6,500	14,100	-500	91,650	3,250	14,600	94,900	
		17,000円以上 50,000円未満	D 4	28	6	17,400	14,900	-2,500	461,900	77,500	15,400	-2,000	477,400	62,000	16,400	-1,000	508,400	31,000	17,400	539,400	
50,000円以上 80,000円未満		D 5	28	9	19,200	16,700	-2,500	542,750	81,250	17,200	-2,000	559,000	65,000	18,200	-1,000	591,500	32,500	19,200	624,000		
80,000円以上 110,000円未満		D 6	32	2	20,300	18,300	-2,000	603,900	66,000	19,300	-1,000	636,900	33,000	19,800	-500	653,400	16,500	20,300	669,900		
110,000円以上 140,000円未満		D 7	22	2	21,700	19,200	-2,500	441,600	57,500	19,700	-2,000	453,100	46,000	20,700	-1,000	476,100	23,000	21,700	499,100		
140,000円以上 170,000円未満		D 8	14		21,800	19,800	-2,000	277,200	28,000	20,800	-1,000	291,200	14,000	21,300	-500	298,200	7,000	21,800	305,200		
170,000円以上 200,000円未満		D 9	14	1	21,800	20,300	-1,500	294,350	21,750	20,800	-1,000	301,600	14,500	21,300	-500	308,850	7,250	21,800	316,100		
200,000円以上 290,000円未満		D10	18	2	22,000	21,000	-1,000	399,000	19,000	21,000	-1,000	399,000	19,000	21,500	-500	408,500	9,500	22,000	418,000		
290,000円以上 510,000円未満		D11	14	1	22,000	21,000	-1,000	304,500	14,500	21,000	-1,000	304,500	14,500	21,500	-500	311,750	7,250	22,000	319,000		
510,000円以上 円未満		D12	5		22,000	21,000	-1,000	105,000	5,000	21,000	-1,000	105,000	5,000	21,500	-500	107,500	2,500	22,000	110,000		
計								3,755,360	387,000	計		3,859,360	283,000	計		4,000,860	141,500	計	4,142,360		
現状の保育料								3,404,140													
差額								351,220													

4歳以上児

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	4歳以上児			一宮市階層	17年度案	17年度調整金額 (案)	17年度保育料収入 見込額	17年度影響額	18年度案	18年度調整金額 (案)	18年度保育料収入 見込額	18年度影響額	19年度案	19年度調整金額 (案)	19年度保育料収入 見込額	19年度影響額	20年度案	20年度保育料収入 見込額			
			全額	半額	1/10																		
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
前年分の所得税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	23	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	16			1,400	1,400	0	22,400	0	1,400	0	22,400	0	1,400	0	22,400	0	1,400	22,400		
		前年度分の市町村民税	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0				5,100	5,100	0	0	0	5,100	0	0	0	5,100	0	0	0	5,100	0	
			均等割のみ	C 1	19	2		5,600	5,600	0	112,000	0	5,600	0	112,000	0	5,600	0	112,000	0	5,600	112,000	
			所得割	5,000円未満	C 2	10			6,800	6,800	0	68,000	0	6,800	0	68,000	0	6,800	0	68,000	0	6,800	68,000
				5,000円以上	C 3	20			8,400	8,400	0	168,000	0	8,400	0	168,000	0	8,400	0	168,000	0	8,400	168,000
	課税世帯	1円以上 3,000円未満	D 1	5			10,300	10,300	0	51,500	0	10,300	0	51,500	0	10,300	0	51,500	0	10,300	51,500		
		3,000円以上 10,000円未満	D 2	18	1		12,000	11,000	-1,000	203,500	18,500	11,000	-1,000	203,500	18,500	11,500	-500	212,750	9,250	12,000	222,000		
		10,000円以上 17,000円未満	D 3	10			14,600	12,600	-2,000	126,000	20,000	13,600	-1,000	136,000	10,000	14,100	-500	141,000	5,000	14,600	146,000		
		17,000円以上 50,000円未満	D 4	61	4		16,600	14,600	-2,000	919,800	126,000	15,600	-1,000	982,800	63,000	16,100	-500	1,014,300	31,500	16,600	1,045,800		
		50,000円以上 80,000円未満	D 5	55	1		17,600	15,600	-2,000	865,800	111,000	16,600	-1,000	921,300	55,500	17,100	-500	949,050	27,750	17,600	976,800		
		80,000円以上 110,000円未満	D 6	45	20	1	18,700	16,700	-2,000	920,170	110,200	17,700	-1,000	975,270	55,100	18,200	-500	1,002,820	27,550	18,700	1,030,370		
110,000円以上 140,000円未満	D 7	28	7		20,100	18,100	-2,000	570,150	63,000	19,100	-1,000	601,650	31,500	19,600	-500	617,400	15,750	20,100	633,150				
140,000円以上 170,000円未満	D 8	34	5		20,200	18,700	-1,500	682,550	54,750	19,200	-1,000	700,800	36,500	19,700	-500	719,050	18,250	20,200	737,300				
170,000円以上 200,000円未満	D 9	23	2	1	20,200	19,200	-1,000	462,720	24,100	19,200	-1,000	462,720	24,100	19,700	-500	474,770	12,050	20,200	486,820				
200,000円以上 290,000円未満	D10	22	7		20,400	19,400	-1,000	494,700	25,500	19,400	-1,000	494,700	25,500	19,900	-500	507,450	12,750	20,400	520,200				
290,000円以上 510,000円未満	D11	22	5		20,400	19,400	-1,000	475,300	24,500	19,400	-1,000	475,300	24,500	19,900	-500	487,550	12,250	20,400	499,800				
510,000円以上 円未満	D12	13	1		20,400	19,400	-1,000	261,900	13,500	19,400	-1,000	261,900	13,500	19,900	-500	268,650	6,750	20,400	275,400				
							計	6,404,490	591,050	計	6,637,840	357,700	計	6,816,690	178,850	計	6,995,540						
							現状の保育料	5,740,870															
							差額	663,620															